

消防の動き



2024
8
No.640

特報

- 石油コンビナート等防災体制検討会（石油コンビナートにおける事故に関する検討）報告書について
- 消防予第339号「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令等について」等の概要



FDMA
住民とともに

消防庁
Fire and Disaster Management Agency



目次

CONTENTS

特報1

石油コンビナート等防災体制検討会（石油コンビナートにおける事故に関する検討）報告書について 4

特報2

消防予第339号「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令等について」等の概要 7

令和6年8月号 No.640

巻頭言 「安全で安心な暮らしやすいまち」さがみはらの実現に向けて
(相模原市消防局長 石原 英朗)

Report

消防法における「危険物」とその性状等について 9

Topics

令和5年中の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要 12

寄贈救急自動車事業について 17

令和6年度における防災基本計画及び消防庁防災業務計画の修正について 18

緊急消防援助隊情報

令和6年能登半島地震における緊急消防援助隊の活動に関する検証会の実施について 19

消防通信～望楼

松戸市消防局（千葉県）／豊橋市消防本部（愛知県）

大津市消防局（滋賀県）／有明広域行政事務組合消防本部（熊本県） 20

消防大学校だより

危機管理・国民保護コースにおける教育訓練 21

救助科における教育訓練 ～理想の救助隊長像を求めて～ 22

報道発表

最近の報道発表（令和6年6月21日～令和6年7月20日） 23

通知等

最近の通知（令和6年6月21日～令和6年7月20日） 24

広報テーマ（8月・9月） 24

お知らせ

電気器具等の安全な取扱い 25

危険物施設等における事故防止に関する取り組みについて 26

火山災害に対する備え 27

9月1日は防災の日 みんなで防災訓練に参加しましょう！ 29

第72回全国消防技術者会議の開催について（ご案内） 30

「第29回防災まちづくり大賞」の事例募集 31



■ 表紙
本号掲載記事より

「安全で安心な暮らしやすいまち」さがみはらの実現に向けて



相模原市消防局長 石原 英朗

相模原市は、神奈川県北西部に位置し、北は東京都、西は山梨県と隣接しております。市内には中央自動車道や圏央道のインターチェンジがあり、JR東日本をはじめとした6つの鉄道路線があるなど、交通アクセスの良さを背景に近年は物流拠点としても注目されており、今後は、リニア中央新幹線の神奈川県駅が市内に設置されるなど、ますますの発展が見込まれております。

また、在日米陸軍相模総合補給廠との共同使用区域に、相模原スポーツ・レクリエーションパーク（運動公園）が全面オープンしたほか、様々なスポーツ競技において多くのオリンピック・パラリンピック選手を輩出するなど、スポーツが盛んな市としても賑わいをみせています。さらに、恵まれた自然環境を有し、登山やツーリング、キャンプなどのアウトドアを楽しむために多くの方が市内を訪れるなど、「都市と自然のベストミックス」した魅力のある都市で、本年11月20日、市制施行70周年を迎えます。

さて、災害に目を向けますと、火災件数は減少傾向にあるものの、高齢化の進展、新たな感染症の流行や市民意識の変化などにより救急出場件数は右肩上がりの増加傾向を示し、令和4年に引き続き、昨年も救急出場件数、搬送人員ともに過去最多となりました。この現状を踏まえ、臨時救急隊の整備や、救急車の適時適切な利用の周知を図るとともに、過去の救急出場記録データの分析を行い、長期的視点を踏まえた具体的な救急需要対策を進めるほか、救急業務の高度化を推進してまいります。さらに、DX化の推進により業務の効率化を図るとともに、救急隊員の適正な労務管理を推進し、市民に対し救急業務を安定的かつ持続的に提供できる体制を確保してまいります。

また、令和6年能登半島地震に伴い、緊急消防援助隊神奈川県大隊として本市からも部隊を派遣し、捜索救助活動や安否確認、地元消防本部の支援などを実施しました。今後につきましては、多様化・激甚化している大規模自然災害に適切に対応するため、関係機関との綿密な連携訓練の下、広域応援体制を強固にするとともに、本市が被災した場合の受援体制も、さらなる強化を図ってまいります。

近年、本市消防職員の若年化や、火災件数の減少などより現場経験不足が懸念されていることから、昨年度に再整備した防災消防訓練場を活用した質の高い教育訓練を実施し、消防部隊のさらなる活動能力の向上を図るとともに、職員固有の能力や得意分野などの開発、多様な業務に対応できる職員の育成を目的とした「企画プロジェクト」を実施することにより、知識や技術の蓄積を進めているところです。さらに、SNSを活用した積極的な情報発信などを行い、新たな人材の確保にも力を入れております。

その他、風通しの良い職場づくりのための職員の行動指針となる、「クレド」を策定し、職員同士がお互いを理解し尊重し合うことで、より良い人間関係を構築するなど、職員意識を高める取組みを推進しております。

このように、新たな時代への変化に対し、柔軟に対応をするとともに、市民一人ひとりの生命・財産を守り、「安全で安心な暮らしやすいまち」の実現に向け、職員が一丸となり消防行政を推進してまいります。

石油コンビナート等防災体制検討会（石油コンビナートにおける事故に関する検討）報告書について

消防庁特殊災害室

1 はじめに

石油コンビナート等特別防災区域（以下「石油コンビナート」という。）における事故件数は近年増加傾向にあり、事故件数の増加には重大事故の発生につながる危険が潜んでいることから、これまで以上に積極的に事故防止に取り組んでいくことが求められています。一方で、消防庁の保有する事故データの分析の結果、近年特に増加傾向が顕著である漏えい事故については、多くは小規模な事故であり、重大事故につながる前に小規模なものにとどめるための事業者の取り組みが功を奏していると考えられます。

このような状況を踏まえ、令和5年度から「石油コンビナート等防災体制検討会（石油コンビナートにおける事故に関する検討）」を開催し、事故データから発生状況を分析するとともに、効果的な対策や取組みを調査し、重大な事故につなげないよう事故の発生を防止する方策及び事故が発生したとしても被害を軽減するための方策を検討し、報告書を取りまとめ、8月中の公表を予定しています。

そこで本検討会の内容及びその検討結果について概要をご紹介します。

2 検討会の開催状況

令和5年度 石油コンビナート等防災体制検討会（石油コンビナートにおける事故に関する検討）（第1回）

重大事故防止について検討方策の決定
（事故を防止する方策・事故発生時の被害を軽減する方策）

令和5年度 石油コンビナート等防災体制検討会（石油コンビナートにおける事故に関する検討）（第2回）

石油コンビナートにおける事故防止の手引き（案）の検討

令和6年度 石油コンビナート等防災体制検討会（石油コンビナートにおける事故に関する検討）（第3回）

小規模漏えい事案の活動要領等を取りまとめ、
既存テキスト等の改訂を検討

最終報告書

3 令和6年度委員名簿

(1) 委員

（敬称略、五十音順（座長・座長代理を除く））

氏名	役職
小林 恭一	危険物保安技術協会 特別顧問（元東京理科大学 教授）（座長）
西 晴樹	消防庁消防大学校消防研究センター 技術研究部長（座長代理）
荒木 勝美	石油化学工業協会 消防防災専門委員長
江藤 義晴	四日市市消防本部 参事兼予防保安課長
小山田 賢治	高圧ガス保安協会 保安技術部門 グループマネージャー
金子 正和	川崎市消防局 予防部 保安課長
熊崎 美枝子	横浜国立大学大学院 環境情報研究院 教授
穴戸 仁（R6.4～）	仙台市消防局 予防部 規制指導課長
富田 正幸（～R6.3）	
辻 裕一	東京電機大学 工学部機械工学科 特定教授
時間 宏彰	危険物保安技術協会 事故防止調査研修センター長
中西 美和	慶應義塾大学 理工学部管理工学科 教授
橋本 昌樹（R6.4～）	一般社団法人 日本鉄鋼連盟 防災委員会 委員
小谷 茂（～R6.3）	
藤井 直路（R6.4～）	茨城県 防災・危機管理部 消防安全課長
館 宏明（～R6.3）	
三浦 安史	石油連盟 安全管理部長

(2) オブザーバー

組織名
厚生労働省 医薬・生活衛生局 医薬品審査管理課 化学物質安全対策室
厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課
国土交通省 港湾局 海岸・防災課 危機管理室
海上保安庁 警備救難部 環境防災課
環境省 水・大気環境局 環境管理課
経済産業省 産業保安グループ 高圧ガス保安室
電気事業連合会 立地電源環境部
一般社団法人 日本ガス協会
日本LPガス協会
日本化学工業協会
日本タンクターミナル協会
一般社団法人 新金属協会
全国消防長会 事業部 事業管理課

4 検討結果

【検討結果① 事故を防止する方策】

「石油コンビナートにおける事故分析を踏まえた事故防止の手引き」の作成

消防庁が保有する石油コンビナートにおける事故データに基づき過去5年間に発生した爆発、火災、漏えい事故等の合計1,000件を超える事故事例を分類分けした上で、事故防止のためのポイント等を示した新たな資料です。各事業所の安全管理部門向けに作成していますが、安全管理部門を通じて、現場監督者など現場サイドに展開され活用されるよう、具体的な対策事例などはイラストを活用して分かりやすくまとめ、そのまま現場の教育に活用できるようにしました。

(手引きの特色)

- 事故事例は、事業者の一連の業務である「設計」「施工」「維持管理」の場面ごとに分類しています。
- 各場面ごとに分類された事故事例は、爆発、火災、漏えいの3種類の災害種別、更には石油コンビナートを構成する業態（石油製品等製造業の他3業態）ごとに分類し、事故防止のための配慮事項を示しています。
- 事故事例を踏まえた事故防止のポイントを挙げるとともに、多く発生している事故形態を複数選び、イラストを付けて具体的な対策事例を示しています。
- 事業所における事故防止のための取組み事例をコラムとして紹介しています。

施工面 事例No.①
【適切な材料や機器の選定】

1. 発生原理
設備の施工時に不適切な材料を選定することで異種金属が接触し、機器の腐食が急速に進行し漏えいに至るほか、酸性液体に対して耐食性の低い材質のフランジを選定したことで腐食が進行する。また、施工時に誤った電気機器を選定することで回路が高負荷となり、接続された分電盤や当該機器に過電流が流れ発熱して出火に至る。

2. 多く発生している箇所
異種金属が接触しやすい配管相互のフランジ継手、配管サポート部、バルブ、ノズル、計装機器及び設計思想と異なる機器を設置したことによる当該機器や接続された関連機器

3. 対策事例
設備の設計時に適切な材料や機器を選定するとともに、適切な工法で施工することが基本的な考え方であり、以下のような配慮が有効である。

○異種金属の接触をさける。異種金属によるフランジ継手では絶縁フランジを用いるなどの対策が必要な場合がある。また、ステンレス鋼製フランジと炭素鋼製ボルト・ナットの組合せでは、炭素鋼製ナットの腐食が促進される。




【ステンレス鋼製フランジと炭素鋼製ボルト・ナットの組合せによる異種金属接触腐食の事例】

○配管を施工する際は、取り扱う物質の耐食性を適正に把握し、適切な材質を選定すること。
 ○配管のフランジ接続において、使用するボルトは適切な長さの型番を確認し、確実な締付け力を得るようにすること。
 ○変電所内のモーター制御用開閉装置が高負荷とならないよう、設計図面を再確認し適切な出力のモーターを設置すること。

【事故防止の具体的な対策事例から一例を抜粋】

No.	発生機器別	機器等名称	起因物質	発生要因	事故概要	事業所の対処を踏まえた配慮事項	施工要因	漏えい要因
6	塔槽類 【10件】	混合、溶解槽	毒劇物	取付け不良	濃硫酸を希硫酸タンクへ移送中、異物混入防止措置としていたコーキングが外れ、希硫酸タンク上部受入ノズルに差し込んでいたテフロンチューブが外れたため、濃硫酸が漏えいしたものの。	ねじ込み継手の変更やチューブ本体への被覆を実施すること	コーキングの取付け不良	脱落 (送液チューブ)
7		蒸留、精留塔 (スチライザー、ストリッパ)	その他	施工内容の間違い	無水硫酸に対して耐食性が低い塩化ビニル樹脂製のエンドフランジが取付けられていたため、エンドフランジが腐食によりに穴が開き、無水硫酸が漏えいしたものの。	使用部品等の材質は、作業指示書にて使用する器具の材質を指定しておくこと	不適切な材質の選定	腐食 (材質)

【場面ごとに分類された事故事例から一例を抜粋】 ※ 施工面・漏えい事故・化学工業

【検討結果② 被害を軽減する方策】

小規模漏えい事案の活動要領を作成

漏洩事故の件数は、施設の老朽化等により増加傾向にあり、引き続き事故を発生させないよう取り組む一方で、事故が発生したとしても被害を軽減させる取り組みを効果的に講じることも重要です。

漏えい事案を小規模なものにとどめるための効果的な活動方法について事業所調査を踏まえ、活動要領として新たに作成し、既存の「自衛防災組織等の防災活動の手引き」及び「自衛防災組織等の防災要員のための標準的な教育テキスト」へ追加し改定することで、事業者の自衛防災組織等の関係者に広く共有を図ります。

○小規模漏えい事案の活動要領の主な項目

写真等を交えて活動フェーズごとに整理

[活動フェーズ]

(1) 早期覚知

- ・点検やパトロールにおけるポイント
- ・検知機器の例

(2) 早期通報

(3) 被害軽減措置

- ・装置の緊急停止
- ・配管等の縁切り
- ・オイルパンによる漏えい拡大防止
- ・応急用固定バンド等による応急補修
- ・ガス吸引設備による回収
- ・オイルフェンスの展張
- ・施設外への漏えい防止

(4) 出火防止措置

- ・散水による拡散防止
- ・窒素置換による引火防止

【第8章 防災活動要領】

4 小規模漏えい事案への活動

(1) 早期覚知

ア 点検、パトロールにおいては、通常とは異なる音、臭気、目視、触診等の五感を活用し、早期に異常を察知します。

イ 目視点検では、地面への滴下痕や海面上の油膜の有無、配管及び設備の外表面変色なども確認します。



写真8-3-1 滴下痕の発見

(写真提供：株式会社ENEOSマテリアル四日市工場)

ウ 危険物、ガス又は毒物の物性によっては、漏えいにより設備に霜が発生することや、大気中にもやが発生することがあります。

エ 漏えい物質が強い腐食性を有する酸などの場合、漏えい箇所付近の金属が腐食され、緑色の結晶などの析出物が発生するものもあります。



写真8-3-2 フッ化水素の漏えい痕（金属の腐食による結晶物）

【小規模漏えい事案の活動要領から一部を抜粋】

5 おわりに

各回検討会の議事等につきましては、消防庁ホームページにて公表していますので、以下のURLをご確認ください。

また、本検討会の報告書等につきましても、令和6年8月中旬に消防庁ホームページにて公表予定です。

今後とも、消防庁では石油コンビナートにおける事故防止の推進に取り組んでまいります。

【令和5年度 石油コンビナート等防災体制検討会（石油コンビナートにおける事故に関する検討）】

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-146.html

【令和6年度 石油コンビナート等防災体制検討会（石油コンビナートにおける事故に関する検討）】

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-157.html

問合せ先

消防庁特殊災害室
TEL：03-5253-7528

消防予第339号「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令等について」等の概要

消防庁予防課

1 はじめに

消防庁では、特定小規模施設用自動火災報知設備（以下「特小自火報」という。）を用いることができる防火対象物の拡大、特小自火報の設置及び維持の基準の見直し並びにその他所要の規定の整備を行うため、次のとおり、関係する省令及び告示の改正を行った（令和6年7月23日公布、同日施行）。

- 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（令和6年総務省令第74号。以下「改正省令」という。）
- 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（令和6年消防庁告示第11号。以下「改正告示」という。）

以下、改正省令等の概要について解説する。なお、本文中に記載している関係条項については、特段の注意書きがない限り、解説している各法令により、制定又は改正された後の当該法令における条項を指す。

2 改正の背景

一定の小規模な施設においては、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第29条の4の規定に基づき、自動火災報知設備に代えて、比較的簡易な工事で設置することができる特小自火報を用いることができるとされているところ、特小自火報に用いる感知器の中には、出火元の特定が可能な音声メッセージを発する高機能な感知器が開発されている。

これを踏まえ、消防庁では、特小自火報を用いることができる防火対象物の拡大等を行うため、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号。以下「感知器省令」という。）、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令及び特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準について、所要の規定の整備等を行うこととした。

3 改正省令に関する事項

- 特小自火報を用いることができる防火対象物の拡大**

特小自火報を用いることができる防火対象物として、以下の防火対象物又はその部分（延べ面積又は床面積が300㎡未満のものに限る。）等を追加することとした。

 - 令別表第一（13）項ロ及び（17）項に掲げる防火対象物
 - 令別表第一（9）項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が200㎡以上のもの
 - 令第21条第1項第7号、9号、10号及び13号に掲げる防火対象物又はその部分
- 特小自火報の設置及び維持の基準の見直し**
 - 警戒区域が1の防火対象物に限り、特小自火報の全ての感知器を連動型警報機能付感知器にできることとしていたが、全ての感知器を火災の発生した警戒区域を特定することができる連動型警報機能付感知器とする場合は、警戒区域を2以上とすることができることとした。
 - 特定一階段等防火対象物及び警戒区域が2以上の防火対象物における特小自火報の感知器は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第4号に規定する居室及び床面積が2㎡以上の収納室、倉庫、機械室その他これらに類する室に加え、階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するものにも設けることとした。
- 火災の発生した警戒区域を特定することができる連動型警報機能付感知器**

火災の発生した警戒区域を特定することができる連動型警報機能付感知器の火災警報は、警報音と音声を組み合わせたものであることとし、その音声について詳細を規定するほか、火災の発生した警戒区域を特定することができる連動型警報機能付感知器には、その旨を表示することとした。



4 改正告示に関する事項

警戒区域が2以上の場合でも、全ての感知器が連動型警報機能付感知器である場合には、受信機を不要とするほか、所要の規定の整理を行うこととした。

5 施行期日等に関する事項

(1) 施行期日について

公布の日から施行することとした。

(2) 経過措置について

改正省令の施行の際に、現に型式承認を受けている感知器等に係る型式承認は、改正省令による改正後の感知器省令の規格による型式承認とみなす等、所要の経過措置を設けることとした。

6 終わりに

ここまで、改正省令等の内容について概観した。本記事や改正省令等の公布と同日に発出した消防予第363号「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令等の運用上の留意事項について（通知）」も参考にしつつ、適切な消防法令の運用をお願いしたい。

消防庁としても引き続き、今回の改正省令等の内容について、周知を行っていく予定である。

問合せ先

消防庁予防課
TEL：03-5253-7523

消防法における「危険物」とその性状等について

危険物保安室

1. はじめに

世の中には、様々な危険性を有する物質が存在しますが、それら全てが消防法令上の「危険物」として取り扱われるわけではありません。今回は消防法で規制される「危険物」について、その定義、性質について解説するとともに消防庁にて開催している「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」の概要について御説明します。

2. 消防法における危険物について

(1) 消防法における危険物の概念

消防法における危険物の概念は、一般に呼称されている概念と異なり、消防法上独自の見地からなされています。すなわち消防法における「危険物」の概念は一義的に火災危険性に着目したものであり、毒劇物や放射性物質など一般に危険と考えられている物品の全てを包含する概念ではありません。また、消防法における「危険物」は固体又は液体であり、プロパンガスや水素ガスなどの気体は「危険物」に該当しません。一般的な危険物質の主な法令体系は図1のとおりです。

図1 危険物の法令体系



(2) 危険物の定義

消防法における危険物の定義は、消防法第2条第7項において「消防法別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。」と規定されています。

ここでいう「消防法別表第一の品名欄」には、それぞれの分類ごとに固有の物品名が掲げられているもののほか、「その他のもので政令で定めるもの」、「前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの」が掲げられています。「その他のもので政令で定めるもの」とは、危険物の規制に関する政令（以下「政令」という。）第1条において規定されている物品名をいい「前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの」とは、消防法別表第一の品名欄に掲げられる物品を含有しているものをいいます。

また、「同表の性質欄に掲げる性状を有するもの」とは、「政令に定める危険性を判断するための試験」（以下「危険物判定試験」という。）において、政令で定める性状を有するものとされています。

危険物は、消防法別表第一において、性状に応じて第1類から第6類までの6つのグループに区分されており、性質及び特徴は表1のとおりになります。

表1 危険物の区分

類別	性質	特徴
第1類	酸化性固体	酸化力の強い固体又は衝撃に対する敏感性の高い固体であり、可燃物の燃焼を著しく促進する性質を持つもの
第2類	可燃性固体	比較的低温で着火しやすい固体の可燃物
第3類	自然発火性物質及び禁水性物質	空気中で発火するおそれのある固体又は液体、水と接触して発火するもの又は水と接触し可燃性ガスを発生する固体又は液体
第4類	引火性液体	引火性の液体
第5類	自己反応性物質	加熱等により爆発する危険性を有する固体又は液体
第6類	酸化性液体	酸化力の強い液体であり、可燃物の燃焼を著しく促進する性質を持つもの

(3) 危険物判定試験について

危険物であるかどうかは、消防法別表第一の品名欄にあるもので危険物判定試験の結果、一定の性状を示したものが危険物になります。（図2参照）また、各類ごとに危険物判定試験の方法が定められています。（表2参照）

ただし、すでに危険物となるための性状の有無が明白なものについては行う必要はありません。（表3参照）

図2 危険物判定のフロー

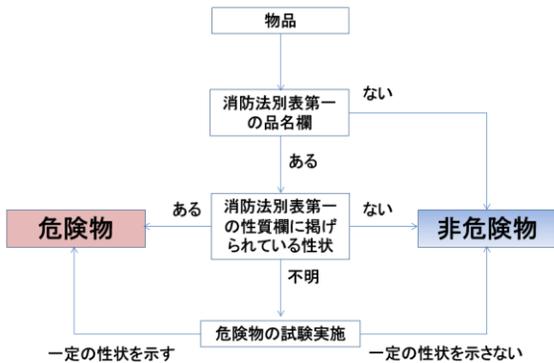


表2 危険物判定試験の種類

類別	試験方法	対象	測定される危険性
第1類	燃焼試験	固体(粉粒状のもの)	酸化力の潜在的な危険性
	大量燃焼試験	固体(粉粒状以外のもの)	
	落球式打撃感度試験	固体(粉粒状のもの)	衝撃に対する敏感性
	鉄管試験	固体(粉粒状以外のもの)	
第2類	小ガス炎着火試験	固体	炎災による着火の危険性
	引火点測定試験	固体	引火の危険性
第3類	自然発火性試験	固体又は液体	空気中での発火の危険性
	水との反応性試験	固体又は液体	水と接触して発火し、又は可燃性ガスを発生する危険性
第4類	引火点測定試験	液体	引火の危険性
	熱分析試験	固体又は液体	爆発の危険性
第5類	圧力容器試験	固体又は液体	加熱分解の激しさ
第6類	燃焼試験	液体	酸化力の潜在的な危険性

※以下の政令等を参照。
 ・政令第1条の3から第1条の8
 ・政令別表第3の備考
 ・危険物の試験及び性状に関する省令（平成元年自治省令第1号）

写真 危険物判定試験の様子

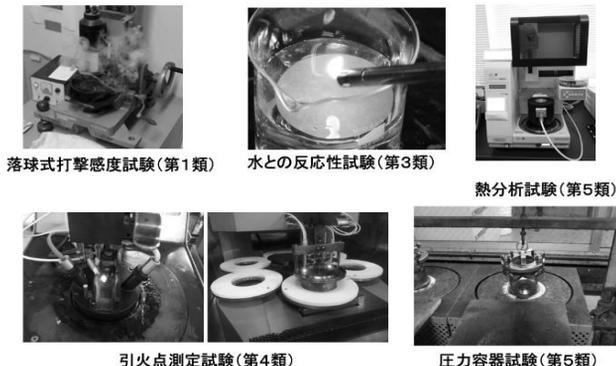


表3 危険物判定試験によらず性状を有しているとみなすもの（参照：消防法別表第一）

第2類 (可燃性固体)	硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉
第3類 (自然発火性物質 及び禁水性物質)	カリウム、ナトリウム アルキルアルミニウム アルキルリチウム、黄りん
第4類 (引火性液体)	ジエチルエーテル、二硫化炭素、アセトン ガソリン、灯油、軽油、重油 クレオソート油、ギヤー油、シリンダー油

また、判定試験において複数の危険性を示す物質は、どちらか一方の危険物に整理されます。（表4参照）

表4 複数の性状を有する物品の属する品名（参照：危険物の規制に関する規則 第1条の4）

- 1類と2類の両方の性状を有する場合→ 2類
- 1類と5類の両方の性状を有する場合→ 5類
- 2類と3類の両方の性状を有する場合→ 3類
- 3類と4類の両方の性状を有する場合→ 3類
- 4類と5類の両方の性状を有する場合→ 5類

このような物質の場合、どちらか一方の類別と整理されることから、もう一方の類別の性質をもつことに留意する必要があります。

3. 火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会について

(1) 検討会の目的

近年の科学技術の急激な進展により化学物質の種類が増加することに伴い、現在の消防法では危険物に該当しない物質で、火災危険性を有すると考えられる物質や火災予防又は消火活動上、支障を生ずる物質が流通し、火災発生の危険性や消火活動時の危険性が增大することが考えられます。

これらの物質による災害の発生を未然に防止するとともに、万が一災害が発生した場合においても安全に消火活動を行うため、過去の事故事例、生産量等の調査から該当する物質を早期に把握して危険性の評価検討を行い、危険物保安に資することを目的として平成21年度から毎年検討会を開催しています。

(2) 調査検討事項

ア 火災危険性を有するおそれのある物質の危険物への追加及び類別の変更に関すること

「危険物に該当しない物質のうち、消防法別表第一の性質欄に掲げる性状を有するおそれのある物質」又は「危険物に該当する物質のうち、他の類の性状を示すおそれのある物質」（以下「火災危険性を有するおそれのある物質」という。）を調査し、危険物への追加又は危険物の類別の変更を行うか否かについて調査検討を行います。

イ 消防活動阻害性を有するおそれのある物質の消防活動阻害物質への追加及び除外に関すること

毒物及び劇物取締法の毒物又は劇物に新たに指定され、又は除外された物質について「消防法第9条の3第1項に定める火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質」（以下「消防活動阻害物質」という。）に該当するか否か、又は除外を行うか否かについて調査検討を行います。

※ 消防活動阻害物質とは、消防法第9条の3第1項で「圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるもの」と規定されています。

ここでいう「政令で定めるもの」とは、政令第1条の10第1項各号に掲げる物質で「当該各号に定める数量以上のもの」と規定されており、物質名とその数量は表5のとおりです。

表5 消防活動阻害物質と数量
(参照：政令第1条の10)

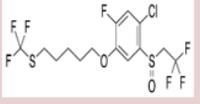
消防阻害物質	数量
圧縮アセチレンガス	40キログラム
無水硫酸	200キログラム
液化石油ガス	300キログラム
生石灰(酸化カルシウム80%以上を含有するものをいう。)	500キログラム
毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物のうち別表第1の上欄に掲げる物質	30キログラム
毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物のうち別表第2の上欄に掲げる物質	200キログラム

(3) 令和5年度検討会結果について

調査検討の結果、消防活動阻害物質について、以下の1物質を指定することが適当とされました。

○4-クロロ-2-フルオロ-5-[(RS) - (2・2・2-トリフルオロエチル) スルフィニル] フェニル=5-[(トリフルオロメチル) チオ] ペンチル=エーテル (別名フルペンチオフェノックス) 及びこれを含有する製剤

表6 新規指定物質概要

物質名	構造式
4-クロロ-2-フルオロ-5-[(RS) - (2,2,2-トリフルオロエチル)スルフィニル]フェニル=5-[(トリフルオロメチル)チオ]ペンチル=エーテル (別名フルペンチオフェノックス) 及びこれを含有する製剤	

令和5年度の検討結果等は下記のホームページを御確認ください。

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post133.html

なお、危険物の規制に関する政令別表第1及び同令別表第2の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第2号）の改正については、令和6年7月以降を予定しています。

5. おわりに

消防庁では、災害の発生を未然に防止するため、今後も継続して火災危険性を有するおそれのある物質等の調査検討を行い、新規物質等の危険性の早期把握に努めて参ります。

なお、令和6年度の検討会については、第1回を6月に開催しており、年度内に検討結果を公表する予定です。今年度の検討会の動向については、下記のホームページで公開しておりますので御確認ください。

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-156.html

問合せ先

消防庁危険物保安室 危険物判定係
TEL：03-5253-7524

令和5年中の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要

消防庁特殊災害室

1. はじめに

石油コンビナートでは、災害発生要因となる危険物や高圧ガス等の危険な物質が大量に取り扱われているために、一旦災害が発生した場合には極めて大規模に拡大する危険性が大きく、これら災害の発生防止及び被害の拡大防止を図るため総合的かつ一体的な対策が必要とされます。

そのため、石油コンビナート等災害防止法では、大量の石油や高圧ガスが取り扱われている区域を石油コンビナート等特別防災区域として政令で指定し、消防法、高圧ガス保安法、災害対策基本法その他災害防止に関する法律と相補うことにより、特別防災区域における災害の発生及び拡大防止の総合的な施策の推進を図っています。

2. 石油コンビナート等特別防災区域の現況について

令和5年10月、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令が一部改正され、石油コンビナート等特別防災区域は77地区（33都道府県）となりました。

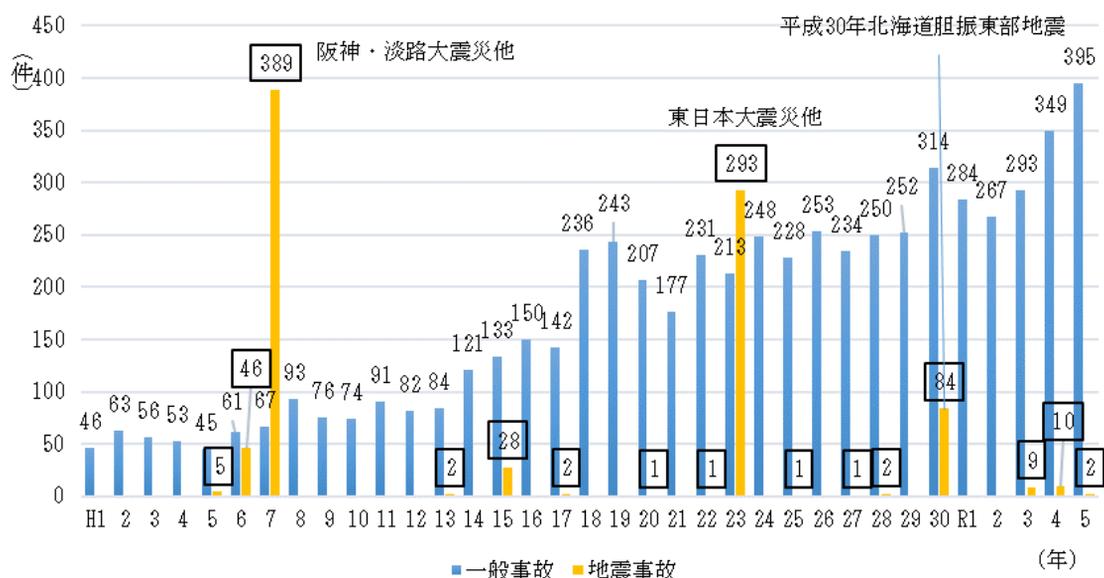
特定事業所は647（令和5年4月現在）あり、その内訳は第1種事業所が322（うち、レイアウト事業所145）、第2種事業所が325となっています。

3. 令和5年における事故発生状況について

令和5年中（令和5年1月1日～同年12月31日）の特定事業所における事故件数は397件（前年比38件増）で、地震によらない一般事故が395件、地震による事故が2件でした。また、一般事故による死者は2人（前年比1名増）、負傷者は25人（前年比8人減）でした。

【表1. 令和5年事故発生状況】

年	特定事業所数	事故件数		死傷者数	
		一般事故	地震による事故	死者数	負傷者数
令和5年	647	395	2	2	25
令和4年	650	349	10	1	33

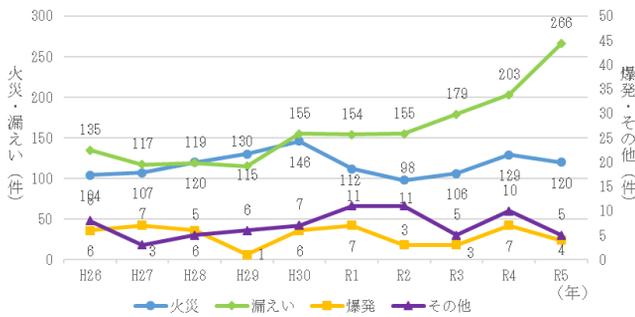


【図1. 平成元年以降の事故発生状況】

(1) 事故種別ごとの一般事故発生状況

一般事故を種別ごとにみると、火災120件（前年比9件減）、漏えい266件（前年比63件増）、爆発4件（前年比3件減）、その他5件（前年比5件減）となっています。

漏えいの増加が顕著となっています。

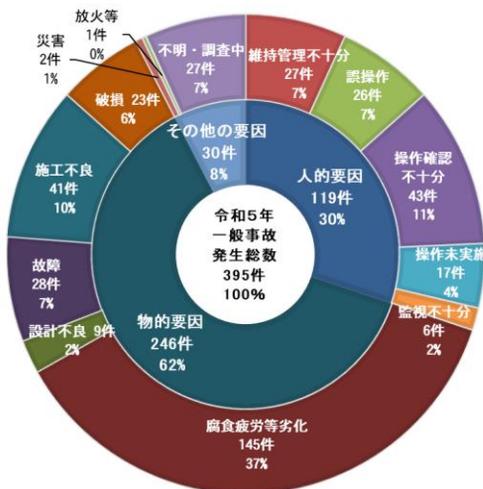


【図2. 過去10年 事故種別ごとの一般事故発生状況】

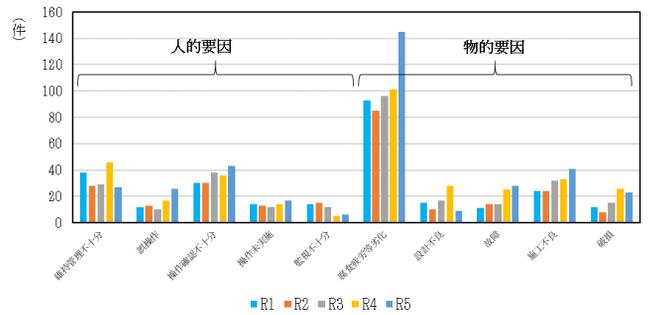
(2) 発生要因ごとの一般事故発生状況

一般事故を発生要因別にみると、人的要因によるものが119件（30%）、物的要因によるものが246件（62%）となっており、その内訳で主なものは、「腐食疲労等劣化」145件、「操作確認不十分」43件、「施工不良」41件、「故障」28件となっています。

また、「腐食疲労等劣化」が全体の約4割を占め、他の要因と比べて圧倒的に高い割合が継続しています。



【図3. 令和5年 発生要因別の一般事故発生状況】



【図4. 過去5年 発生要因別一般事故発生状況の推移】

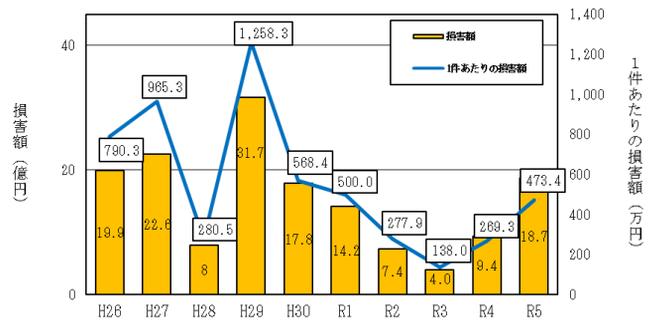
(3) 損害額・死傷者の発生状況について

ア 損害額の状況

一般事故395件中、損害額が計上される（1万円以上）事故は173件発生し、その合計は18億7,459万円となりました。そのうち、火災による損害が5割を占めています。

【表2. 令和5年 一般事故損害額の状況】

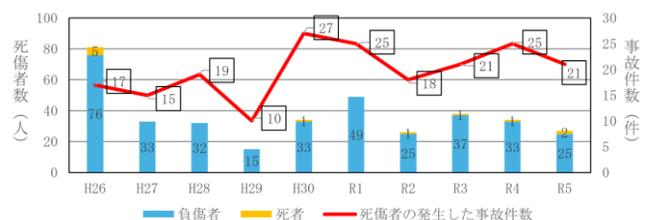
事故種別	損害額（万円）	割合（%）
火災	106,086	56.6
爆発	3,002	1.6
漏えい	77,262	41.2
その他	1,109	0.6
合計	187,459	100



【図5. 過去10年 一般事故における損害額の推移】

イ 死傷者の状況

令和5年の一般事故395件のうち、死傷者が発生した事故は21件で、死者2名、負傷者25名が発生しています。



【図6. 過去10年 一般事故における人的被害の推移】

(4) 業態別の一般事故発生状況について

特定事業所の業態別の一般事故発生状況は、表3のとおりです。

業態別の一般事故発生件数の比較では、「石油製品・石炭製品製造業関係」、「化学工業関係」、「鉄鋼業関係」の順に事故が多く、一事業所あたりの事故発生件数については、「石油製品・石炭製品製造業関係」が高い

数値となっています。

また、危険物、毒劇物、高圧ガスを扱うことが多い「化学工業関係」、「石油製品・石炭製品製造業関係」では漏えいが、製鉄における熱源の利用が多い「鉄鋼業関係」では火災が、それぞれ多く発生していることが特徴的です。

【表3. 令和5年中業態別一般事故発生状況】

業 態	内 容				件 数		業態別事故発生件数	
	火 災	爆 発	漏 え い	そ の 他	小 計	事故の総件数に対する割合 (%)	業態別事業所数	一事業所あたりの事故発生件数
食料品製造業関係	5		1		6	1.5	13	0.46
パルプ・紙・紙加工製造業関係							3	0.00
化学工業関係	40		80	1	121	30.6	220	0.55
石油製品・石炭製品製造業関係	29	1	145	1	176	44.6	43	4.09
窯業・土石製品製造業関係	2	1	1		4	1.0	9	0.44
鉄鋼業関係	31		3	1	35	8.9	28	1.25
非鉄金属製造業関係	1		2		3	0.8	6	0.50
機械器具製造業関係	1	1	4		6	1.5	8	0.75
電気業関係	8		14		22	5.6	56	0.39
ガス業関係	1		4	1	6	1.5	30	0.20
倉庫業関係	1		10	1	12	3.0	216	0.06
廃棄物処理業関係			1		1	0.3	7	0.14
その他	1	1	1		3	0.8	8	0.38
合 計	120	4	266	5	395	100	647	0.61

(5) 施設区分別の一般事故発生状況

一般事故を施設区分別で見ると、「危険物施設」及び「その他の施設」※において多くの事故が発生しており、「危険物施設」では漏えいが、「その他の施設」では火災が多く発生しています。

【表4. 令和5年中施設区分別一般事故の状況】

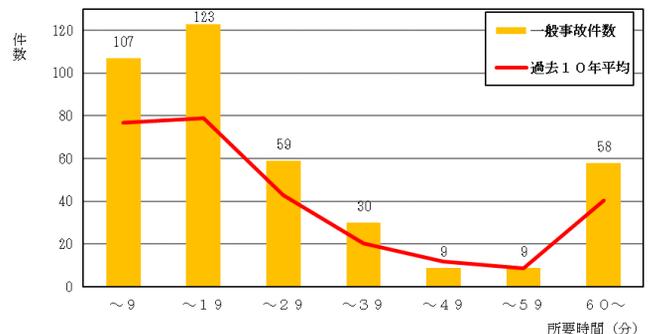
施設 事故	危険物製造所等		高圧ガス 施設	その他の 施設	合 計
	危険物 施設	高危 混在施設			
火 災	41	15		64	120
爆 発		1		3	4
漏えい	174	26	13	53	266
その他	3		1	1	5
合 計	218	42	14	121	395

※ その他の施設には、作業場、車両、空地、毒劇物施設等がある。

(6) 一般事故における通報状況について

一般事故における事故発生時の通報状況は図7のとおりです。

事故発生時の通報は、比較的早期に実施できている一方で、60分以上経過している事案も多くなっています。



【図7. 令和5年中一般事故における発見から通報までの状況】

(7) 令和5年中に発生した主な事故事例

〈事故事例1〉

事故概要 : 合成石英開発設備において、ガス流量制御装置付近で爆発が発生し、作業員2名が死傷。

発生日時 : 11月2日 14時05分

発見日時 : 11月2日 14時07分

覚知日時 : 11月2日 14時14分

処理完了 : 11月2日 14時34分

事故種別 : 爆発

主原因 : 不明

業態 : -

施設区分 : 事務管理施設地区

死傷者 : 2名(死亡1名、軽症1名)

損害額 : 2,922万円

事故発生原因 : 何らかの火源が制御盤内に滞留していた水素に着火し、爆発したもの。

再発防止対策 : 従業員に対して、水素の危険性に関する教育を毎年実施する。事業所内で同様のガス流量制御装置がある場所については、固定式のガス検知器を設置し、可燃性ガスの漏えいを早期に発見して、計器室等から遠隔によりガスを安全に停止できる仕組みを構築する。

〈事故事例2〉

事故概要 : 事故発生約10分前から雷を伴う豪雨となっていた。落雷直後、タンク付近で作業中の協力会社員がタンク付近で黒煙が出ていることを発見し他の1人が119番通報した。屋外タンク貯蔵所の付属配管からC重油が漏えい、火災が発生し、発災前後の豪雨により冠水していた通路の雨水上に油膜となり、周辺のポンプや配管へと延焼した。

発生日時 : 8月23日 12時18分

発見日時 : 8月23日 12時18分

覚知日時 : 8月23日 12時20分

処理完了 : 8月23日 15時44分

事故種別 : 火災

主原因 : 風水害

業態 : 石油製品・石炭製品製造業関係

施設区分 : 貯蔵施設地区

死傷者 : -

損害額 : 3億1,500万円

事故発生原因 : 危険物配管への落雷の衝撃によりフランジガスケットが破損し、C重油が漏えいした。落雷の静電気により、漏えいしたC重油に着火し火災が発生したと推定する。

再発防止対策 : 避雷設備の設置状況を確認する。雷が接近した際に警報を発報するシステムを、より精度の高いものにする。

〈事故事例3〉

事故概要 : フッ化水素酸製造能力の増強工事完了後の起用作業を行う際に、フッ化水素酸の反応ガスが流れ始め前段洗浄塔の循環液を揚液するポンプより濃硫酸及びフッ化水素酸が漏えいし、内部に含まれるフッ化水素酸がガス化して、現地周辺へ拡散したもの。

発生日時 : 12月1日 08時28分

発見日時 : 12月1日 08時28分

覚知日時 : 12月1日 08時57分

処理完了 : 12月1日 09時45分

事故種別 : 流出

主原因 : 腐食疲労等劣化

業態 : 化学工業関係

施設区分 : その他施設地区

死傷者 : -

損害額 : 100万円

事故発生原因 : 当該ポンプ開放点検の結果、リアケーシングが破損したために漏えいしたことが分かったもの。

破損原因は、ブッシングプレートが不均一な膨張をしたことでインペラーがフロントケーシング側に不均等に押され、シャフトが芯ずれを起こした状態で回転したため。また、ブッシングプレートの膨張は、エロージョンによるPFAライニング摩耗部分の溶接補修部分を起点とし、エロージョンが起こっており、ブッシングプレート内部に液が浸透し、金属部分が腐食、ブッシングプレートが膨潤したため、ライニング補修品を長期使用し、ポンプ構造に不具合を生じさせたことによるもの。

再発防止対策 : 定期的に開放し、ライニングの状態について確認する。PFAライニング部は、定点測定、管理基準を定めて判断基準と比較して再使用の可否を判定する。

PFAライニング部の摩耗については、基本溶接補修せず新品の予備品と交換する。PFAライニングの摩耗対策については、エロージョンしやすい部位の硬度をあげ、摩耗の発生を抑制する改造を検討する。

4. おわりに

先述のとおり、一般事故の総件数は、平成元年以降最も多い発生件数となり、維持管理不十分及び操作確認不十分（人的要因）並びに腐食疲労等劣化及び施工不良（物的要因）が多くを占める傾向が続いております。

これら発生要因への対策のうち、ヒューマンエラー対策としては、事故情報の共有、技術的背景（know-why）を把握するための教育、協力会社を含めた安全管理教育等による保安教育体制の充実が望まれます。また、腐食疲労等劣化対策としては、効果的な腐食点検技術、保安・保守業務にビッグデータ、AI及びドローン等の先進技術を導入し、より高度な保安管理体制を構築すること等が考えられます。

また、事故発生時の課題としては、発見から通報までに30分以上を要している事案が例年3割程度あることです。迅速な通報は、災害の拡大防止を図るうえで最も重要な応急措置であることから、特定事業所には出火、漏えいその他異常な現象が発生したときには、直ちに消防署等に通報することが義務づけられています。したがって、特定事業所においては、通報する者と応急対応する者で明確に役割分担しておくなど、迅速な通報が行える体制を構築しておくことが大切です。

消防庁では、石油コンビナートにおける事故件数の増加に歯止めをかけるとともに、重大事故の発生を防止するため、引き続き消防機関、関係省庁並びに関係業界団体等と連携を図り、石油コンビナートの防災体制の充実に努めて参ります。

【令和5年中の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要】

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/240527_tokusai_1.pdf

問合せ先

消防庁特殊災害室
TEL：03-5253-7528

寄贈救急自動車事業について

救急企画室

1. はじめに

「令和5年中の救急出動件数等（速報値）」によると、救急自動車による救急出動件数は763万7,967件（対前年比40万8,395件増、5.6%増）、搬送人員は663万9,959人（対前年比42万2,676人増、6.8%増）で救急出動件数、搬送人員ともに対前年比で増加し、集計開始以来、最多となりました。（図1参照）

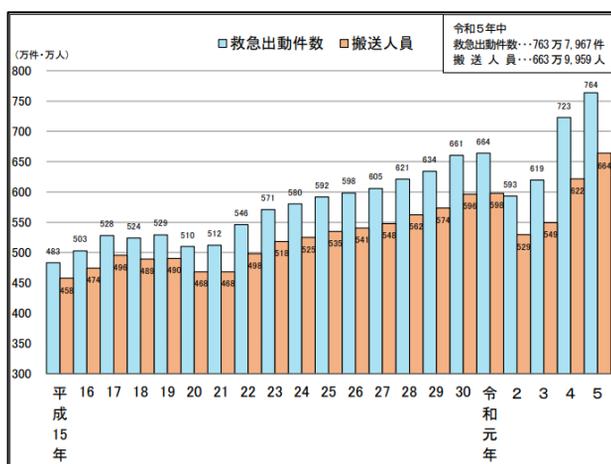


図1：救急自動車による救急出動件数及び搬送人員の推移（「令和5年中の救急出動件数等（速報値）」より）

救急業務の高度化に伴い、消防本部では救急車両の増強・更新に際して高規格救急自動車の導入が積極的に図られていますが、財政状況等の実状により配備率は100%に至っていません。（図2参照）

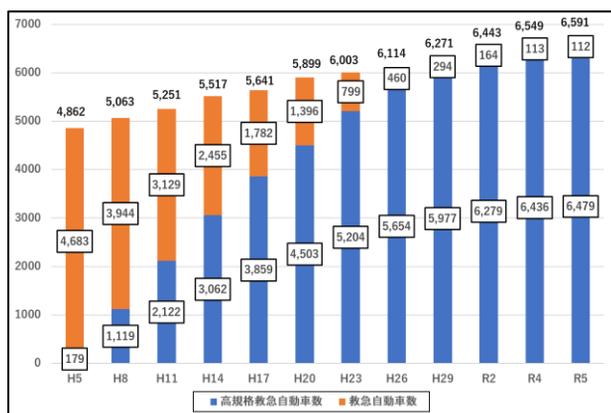


図2：高規格救急自動車数と救急自動車数の推移（令和5年版救急・救助の現況から抜粋）

2. 寄贈救急自動車事業とは

寄贈救急自動車事業とは、全国の消防本部に高規格救急自動車を配備することで、各地域における救急業務の高度化、救急業務体制の更なる充実を図ることを目的とした事業です。消防庁では、寄贈元であるアステラス製薬株式会社、一般社団法人日本自動車工業会及び一般社団法人日本損害保険協会の3団体に対し、寄贈先となる消防本部の推薦を行っています。上記3団体からは、50年以上にわたり全国の消防本部に高規格救急自動車の寄贈をいただいております。累計台数は、令和6年4月1日現在において計2,714台となっています。

寄贈を受けた消防本部からは「円滑な救急業務の遂行にあたり、高規格救急自動車の寄贈は大変ありがたい」など、寄贈元団体への感謝の言葉が寄せられており、本事業は、救急業務の高度化、救急業務体制の充実に大きく寄与しているものと考えています。



アステラス製薬株式会社 寄贈 土佐清水市消防本部（高知県）
 一般社団法人 日本自動車工業会 寄贈 伊予消防等事務組合（愛媛県）
 一般社団法人 日本損害保険協会 寄贈 磐田市消防本部（静岡県）

写真：令和5年度寄贈救急自動車

3. おわりに

今年度も、アステラス製薬株式会社、一般社団法人日本自動車工業会及び一般社団法人日本損害保険協会の3団体から高規格救急自動車を寄贈していただける予定です。今後も、全国各地において寄贈していただいた救急自動車が活躍し、各地域住民の方々の安心と、救急業務の高度化、救急業務の更なる充実が図られることを期待しています。

問合せ先

消防庁救急企画室 竹田、門口、坂上
 TEL：03-5253-7529

令和6年度における防災基本計画及び消防庁防災業務計画の修正について

防災課

本年1月1日に発生した能登半島地震を踏まえ、本年6月28日に中央防災会議が開催され、防災基本計画の修正が決定されるとともに、同日付で消防庁防災業務計画の修正（「第三部 地方公共団体における地域防災計画の作成の基準」の修正を含む。）を行いました。

各地方公共団体におかれましては、災害対策基本法第40条及び第42条の規定に基づき、両計画の修正事項を踏まえて、地域防災計画を見直していただくようお願いいたします。

なお、防災基本計画の全文については、内閣府のホームページ（<https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/kihon.html>）に、また、消防庁防災業務計画の全文については消防庁のホームページ（<https://www.fdma.go.jp/laws/laws/items/bousaigyoumukeikaku.pdf>）に掲載していますのでご参照ください。

以下では、両計画の修正事項のうち、消防防災分野の主要なものについて概説します。

① 輪島市大規模火災を踏まえた火災予防対策

木造密集市街地や津波浸水想定区域等の火災・延焼危険性が高い地域における感震ブレーカーの設置や耐震自動消火装置のついた火気設備の使用など、地震災害時等に備えた出火防止対策、住宅用消火器・消火訓練等による初期消火対策、住宅用火災警報器や防災品等による延焼拡大防止対策について定めました。

② 緊急消防援助隊の迅速な進出や効果的な活動による体制強化

緊急消防援助隊について、迅速な進出や効果的な活動による体制強化及び車両・装備資機材の充実を図るとともに、デジタル技術の活用による情報収集、分析などの指揮支援体制を推進することを定めました。

③ 消防団の更なる充実強化に向けた対応

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むとともに、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めることにより、地域防災力の充実強化を推進することを定めました。

④ 情報の収集・伝達手段

災害時において、被災地の被害状況を映像等にて情報共有を行うべく、高所監視カメラ、消防庁映像共有システム等の映像情報等伝達手段の活用を推進するとともに、迅速かつ確実な情報伝達を行うべく、地域衛星通信ネットワーク等を用いた情報伝達手段を確保することを定めました。また、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部を含む救助機関において、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用することを定めました。

⑤ 物資・資機材等の確保

主要な物資・資機材の備蓄として、毛布、携帯トイレ、簡易トイレを追記するとともに、輸送手段の確保に当たっては、総合的・積極的に緊急輸送ができるよう、陸・海・空のあらゆる手段を利用すること、また、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも応急対策に必要な物資・資機材等の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保を促進することを定めました。

⑥ 郵便局を活用した取組の推進

防災関係機関及び防災に関し重要な役割を担う民間ボランティア・企業等の多様な主体との協定の締結など協力連携を強化する必要があるため、特に、郵便局は、あまねく全国に拠点が存在するなどの強みを有していることから、郵便局と連携した取組の推進を図ることを定めました。

⑦ 災害発生時における外国人の避難支援

外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう住民登録時等を活用した防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知や、防災情報の伝達が困難な外国人に対する取組を推進など、災害発生時における外国人の避難支援等が適切に行われるよう留意することを定めました。

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL：03-5253-7525

緊急消防援助隊情報

令和6年能登半島地震における緊急消防援助隊の活動に関する 検証会の実施について

広域応援室

令和6年能登半島地震における緊急消防援助隊の一連の活動等を検証し、今後の緊急消防援助隊の円滑かつ効果的な運用を議論するため、実際に現地に出動された隊員の皆様のご参加の下、意見交換を実施しました。

会合には、受援県である石川県、受援消防本部である奥能登広域圏事務組合消防本部、受援県代表消防本部である金沢市消防局、応援都道府県の航空隊及び代表消防本部並びに全国消防長会にご参加いただき、WEB会議形式及び対面形式で令和6年4月～6月に3回にわたり意見交換を行うとともに、活動上の奏功事例や課題等について検討を行いました。

石川県、奥能広域圏事務組合消防本部、金沢市消防局、名古屋市消防局から、それぞれの現地での活動を紹介していただいた上で、道路損壊や土砂崩落等により大型車両での陸路進出が困難な場合の対応、関係機関との連携強化、積雪寒冷地等過酷な状況における隊員の活動環境の改善等、能登半島地震における課題について、議論がなされました。

意見交換で得た教訓を踏まえ、今後の運用を検討し、改善を図っていくことにより、緊急消防援助隊の活動がより一層効果的なものとなるよう取り組んでまいります。



対面形式による検証会



事例検討発表（奥能登消防本部）



事例検討発表（石川県）



事例検討発表（金沢市消防局）



事例検討発表（名古屋市消防局）

夜間特別査察を実施

松戸市消防局

松戸市消防局は、松戸東警察署生活安全課と合同で令和6年3月1日（金）、主に夜間営業を行うテナントが入居している対象物に対して、消防法令に基づく効果的な指導を行うことを目的に、無通告による夜間特別査察を実施しました。

夜間に立入検査を実施し、営業中の防火管理状況、避難経路及び防火施設の維持管理状況、放火防止状況や火気取扱い状況等を確認できたことで、適正な指導や助言につながると実感しました。



消防通信

望

楼

ぼうろう

滋賀県大津警察署との合同水難救助訓練を行いました。

大津市消防局

大津市中消防署では、令和6年6月6日（木）、大津市中消防署大津水上出張所前において滋賀県大津警察署職員と合同で水難救助事案発生時の救助体制強化訓練を実施しました。当日は水難救助事案発生時の初動対応を目的に、「水面救助編」として身近にあるものを活用した救助方法の実践訓練、「水没救助編」として水没した人の場所を特定する情報収集訓練を行いました。また、救命講習や意見交換会も行い、訓練を通じてお互いの現場活動体制の在り方を確認しました。

今後も滋賀県大津警察署との連携を強化し、災害対応能力の向上に努めてまいります。



救命講習



ペットボトルを利用した救助訓練

高規格救急車（電動ストレッチャー搭載）納車式を開催

豊橋市消防本部

当消防本部では、2月7日に豊橋市役所において高規格救急車納車式を行いました。

令和4年12月に篤志の方からのご寄附により、整備・準備してきた当車両は、本市初となる電動ストレッチャーを搭載しており、納車式では展示説明と併せて救急活動のデモンストレーションを行いました。

当車両を運用する本部日勤救急隊は、育児休業を終えた女性職員や再任用職員を中心に編成されており、隊員の負担を軽減させるとともに、より安全確実な救急サービスの提供につなげてまいります。



蓄電池設備火災対応訓練を実施

有明広域行政事務組合消防本部

令和6年6月6日に荒尾市に危険物施設として設置された蓄電池設備の火災対応訓練を実施しました。これは、今年3月27日に鹿児島県の太陽光発電所で火災が発生し、消防隊員4名が爆発で負傷した事故を受け実施したものです。

まず、蓄電池設備メーカーによる講義を受け、リチウムイオン電池の危険性及び緊急時の現場対応の手順などを確認しました。その後、現地にて火災想定訓練を実施し、火災発生時の手順や消火活動の注意点などを蓄電池設備関係企業と共に確認し活動することができました。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、【E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp】まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】

消防大学校だより

危機管理・国民保護コースにおける教育訓練

消防大学校では、地方公共団体の危機管理・防災実務管理者・国民保護担当者等に対する研修課程として、その業務に必要な行政動向等の知識及び能力を修得させることを目的に「危機管理・防災教育科 危機管理・国民保護コース」を実施しています。

令和6年度の危機管理・国民保護コース（第14回）では、学生38名が、消防大学校での8日間（令和6年5月15日～22日）の全寮制の集合教育を終え、全員が無事に修了しました。

研修は、消防庁担当者による国民保護法制の概要・ケーススタディ、専門家による危機管理の概論・図上訓練手法・報道対応、実災害を体験された職員による実務の紹介、総務省公務員部応援派遣室から災害時における職員の応援派遣など、各分野の講義を実施し、危機管理担当者の業務に必要な知識及び能力の修得に努めました。

危機管理広報・報道対応演習では、有事の際、地域住民に対する迅速かつ正確な情報を発信するために、その知識や手法を学び、模擬的な報道演習を実施しました。

課題討議では、近年の不安定な国際情勢及び大規模化する自然災害等のテーマについて、各班で討議し、その討議結果を発表しました。各自治体が直面している問題点・課題を共有し、課題解決に向けての対策・取組など、活発な意見交換が行われました。

研修を終えた学生からは、「制度的な知識を得られ、実際の災害対応をされた方々の貴重な体験を教えて頂けた。また、課題討議の中で市役所や消防における課題について知ることができ、有益でした。」、「グループワーク等を通じて、各自治体の現状、取組みが共有できた。」、「消防のみならず、行政職、自衛官、警察官の方が集い、意見交換を行えるととてもいい場であった。」等の意見が多く寄せられました。

今後は、消防大学校での気づきと学び、共同生活で培った各自治体のネットワークを活かして、各自治体の課題解決及び事業を推進していく先駆者として、活躍が期待されます。



グループワーク



危機管理広報・報道対応演習



課題討議（発表）

問合せ先

消防大学校教務部
TEL：0422-46-1712



消防大学校だより



救助科における教育訓練 ～理想の救助隊長像を求めて～

消防大学校では、救助業務に関する高度の知識及び能力を専門的に修得させるとともに、教育指導者としての資質を向上させることを目的として専科教育「救助科」の教育訓練を実施しています。

令和6年度の第88期（4月17日から6月7日まで）では、48名の学生が240時間の教育訓練を終え無事卒業しました。

救助科では、今年度より、6回の校外研修を実施し、各様々な分野の安全管理に重点におき、実際の現場にそくした訓練場で訓練を実施することで、プロとしての目線をやしない、救助技術の高度化を取り入れた訓練内容を検討し、訓練を実施しました。

実科訓練では、学生自らが企画・立案・調整・運営まで一連の流れを実践する「学生企画訓練」を実施しました。約1か月の準備期間の中で2日間に及ぶ各種訓練を学生主体で計画し、近隣の教育支援隊だけでなく、東北地方や九州地方からも特別高度救助隊の教育支援隊を受けました。また支援教官（前期学生）を招き訓練を通し、企画・調整及び当日の運営全般に至るまでの評価をいただき、訓練指揮者としての企画運営力の向上に努めました。

また、実動訓練においては「現場指揮」と「安全管理」訓練を大きな2本柱とし、火災救助、山岳救助、震災救助等の一般的な救助事象から地域性のある救助事象に対する訓練をはじめ、各地域で発生している多数傷病者対応、大規模イベントにおいて発生が想定されるNBCテロ災害等の大規模災害対応など、多岐に渡る内容で訓練を実施し、現場指揮者として指揮・判断力や安全管理について実践的に習得してもらいました。さら校外研修で東京消防庁災害史安全教育室を訪れ、改めて人の命の尊さを通じて、殉職事故を起こさないために、あらゆる手段を講じることを誓いました。

最終の課題研究発表では、約1ヶ月半研究した内容をマインド編、現場編、訓練編に分け、発表しました。講師や消防庁の担当者と意見交換を実施したことにより、「理想の救助隊長像」がより明確になりました。

研修を終えた学生からは、「幹部・指揮者・指導者として、多くの気づきと学びがあり、非常に充実したカリキュラムであり、人として成長できた。そして全国から集結した熱い思いを持った仲間と出会えたことは、今後の消防人生において大きな財産になった。」「理想の救助隊長像として今の自分に何が足りないのか、何をす

べきなのかが明確となりました。」「みんなとともに悩みや解決策を見出し、少しでも信頼されるリーダーに近づけた。」等、有益であったとの意見が数多く寄せられました。

今後は、消防大学校で得た気づきをさらに発展させ、素晴らしい人材を育成することで、殉職事故を発生させない組織を作り、一人でも多くの住民の生命・身体・財産を守る活躍を期待しております。

【～時間は有限 努力は無限 後悔は永遠～ 救助科第88期】



企画総合訓練



課題討議 II



全員写真

問合せ先

消防大学校教務部
TEL：0422-46-1712



報道発表

最近の報道発表（令和6年6月21日～令和6年7月20日）

<救急企画室>

6.7.1	令和6年安全功労者内閣総理大臣表彰（消防関係）	令和6年安全功労者内閣総理大臣表彰（消防関係）受賞者は、次のとおりです。 個人3名、団体3団体
6.7.3	令和6年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰	令和6年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰受賞者は、次のとおりです。 安全功労者表彰受賞者 個人23名、団体10団体 消防功労者表彰受賞者 消防団員8名、女性（婦人）防火クラブ員5名

<消防・救急課>

6.7.5	「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」の公表	消防庁では、令和6年1月1日に輪島市において発生した大規模火災を受けて「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を国土交通省と共同で開催したところですが、今般、報告書を取りまとめましたので公表します。
-------	--	---

<救急企画室>

6.6.21	映画『インサイド・ヘッド2』とタイアップした熱中症を予防啓発するポスターの配布	ディズニー&ピクサーの協力を得て、8月1日（木）より全国の映画館で公開の映画『インサイド・ヘッド2』とタイアップした、熱中症を予防啓発するポスターを作成し、全国の消防本部等に配布します。
6.6.21	令和6年5月の熱中症による救急搬送状況	熱中症による救急搬送人員について、令和6年5月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。
6.7.1	映画『もしも徳川家康が総理大臣になったら』とタイアップした救急安心センター事業（＃7119）及びQ助を啓発するポスターの配布	東宝株式会社の協力を得て、7月26日（金）より全国の映画館で公開の映画『もしも徳川家康が総理大臣になったら』とタイアップした、救急安心センター事業（＃7119）及び全国版救急受診アプリ「Q助」を普及啓発するポスターを作成し、全国の消防本部等に配布します。

<危険物保安室>

6.7.9	危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見公募	消防庁は、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）について、令和6年7月10日（水）から令和6年8月8日（木）までの間、意見を公募します。
-------	---	--

<防災課>

6.6.28	避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果	内閣府及び消防庁では、市町村における避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況について調査を実施し、この度、令和6年4月1日現在の状況を取りまとめましたので公表します。
--------	------------------------------------	--

<地域防災室>

6.7.3	令和6年度消防団入団促進広報に関する告知イベントの実施	消防庁では、地域防災力の中核として重要な役割を果たしている消防団への入団を促進するための広報に取り組んでいます。 このたび、全国で消防団への入団促進に向けたイベントを開催するに当たり、告知イベントを実施します。
6.7.3	「第29回防災まちづくり大賞」の事例募集	「防災まちづくり大賞」は、地域に根ざした団体・組織等、多様な主体における防災に関する優れた取組や、防災・減災、防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を表彰し、広く全国に紹介することにより、地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として実施しています。 阪神・淡路大震災を契機に平成8年度に創設され、29回目となる本年度は、本日から令和6年9月18日（水）までの間、取組事例を募集します。

<防災情報室>

6.7.5	地方公共団体における防災行政無線等の整備推進	消防庁では、地方公共団体における防災行政無線等（※）の整備状況に係る調査を実施し、この度、令和6年3月31日現在の状況を取りまとめましたので公表します。 今後も、未整備団体に対し、防災行政無線等の整備を推進して参ります。 ※「防災行政無線等」とは、市町村防災行政無線（同報系）、MCA陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、FM放送、280MHz帯電気通信業務用ページャー、地上デジタル放送波、携帯電話網及びケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム並びにIP告知システムの計9手段のいずれかを活用して、屋外スピーカー又は屋内受信機等により、市町村が災害情報を放送するものをいう。
-------	------------------------	---



最近の通知（令和6年6月21日～令和6年7月20日）

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防情第168号	令和6年6月24日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防災情報室長	建物建築費指数について（通知）
消防予第313号	令和6年6月25日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に関する状況調査の結果等について（通知）
消防予第322号	令和6年6月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	改正建築基準法・改正建築物省エネ法の施行日前後における消防同意等事務に関する留意事項等について（通知）
事務連絡	令和6年6月26日	各都道府県消防担当部局 各都道府県熱中症予防対策担当部局	環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当) 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当) 消防庁国民保護・防災部防災課 消防庁救急企画室 厚生労働省健康・衛生局健康課 気象庁大気海洋部業務課	今夏の災害発生時における熱中症対策について（周知依頼）
消防予第318号	令和6年6月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	二酸化炭素消火設備の閉止弁の設置状況に係る調査結果等について（通知）
消防第134号 消防参第145号 消防広第176号 消防情第173号	令和6年6月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁国民保護・防災部防災課長 参事官 広域応援室長 防災情報室長	災害時に携帯電話等を所持している要救助者の位置情報が把握できない場合の対応について（通知）
消防第141号	令和6年6月28日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部防災課長	令和6年度総合防災訓練大綱について
府政防第1029号 消防第136号	令和6年6月28日	各都道府県消防防災主管部（局）長	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当) 消防庁国民保護・防災部防災課長	避難行動要支援者の避難確保に向けた名簿情報の提供・活用及び個別避難計画の策定について
事務連絡	令和6年7月1日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	令和5年中に発生した製品火災に関する調査結果について
消防予第325号	令和6年7月1日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課	住宅用火災警報器の設置状況等調査結果（令和6年6月1日時点）について
消防危第200号	令和6年7月2日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」の全部改正について
消防消第203号 消防地第491号	令和6年7月5日	各都道府県消防防災主管部（局）長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長 消防庁国民保護防災部地域防災室長	消防吏員服制基準及び消防団員服制基準の一部改正について
消防情第160号	令和6年7月5日	関係道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室長	防災行政無線等の整備状況に係る調査を踏まえた令和7年度までの防災行政無線等の整備推進について（通知）
消防参第150号	令和6年7月5日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部参事官	第27回全国消防救助シンポジウムの開催について（通知）
事務連絡	令和6年7月8日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	予防技術検定の実施に関する公示について
府政防第1080号 消防第157号	令和6年7月12日	各都道府県消防防災主管部長	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当) 消防庁国民保護・防災部防災課長	指定緊急避難場所の指定の促進及び適切な指定について
事務連絡	令和6年7月12日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	文化財建造物等の防火対策に係る注意喚起等について
事務連絡	令和6年7月12日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	蛍光ランプ交換に関する情報提供について
消防消第228号 消防参第163号	令和6年7月19日	都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長 消防庁国民保護・防災部参事官	水難救助訓練に係る安全管理の徹底について

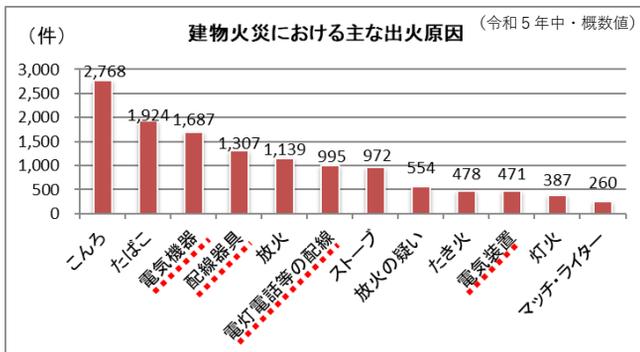
広報テーマ

8 月		9 月	
① 電気機器等の安全な取扱い	予防課 危険物保安室 防災課 防災課	① 9月9日は救急の日	救急企画室 予防課 地域防災室
② 危険物施設等における事故防止		② 住宅防火防災キャンペーン	
③ 火山災害に対する備え		③ 事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼び掛け	
④ 防災訓練への参加の呼び掛け			

電気器具等の安全な取扱い

予防課

電気器具等は日常生活において欠かすことのできないものですが、下グラフのように電気器具等が原因となる火災は多く、使用者の不注意や誤った方法で使用した場合は、火災につながるおそれがあります。



令和5年中の建物火災の件数は、20,968件となっており、そのうち電気器具等（電気機器、配線器具、電灯電話等の配線、電気装置）に起因する火災件数は4,460件で建物火災全体の約21%を占めています。

- ・電気機器：電池類、電化製品、OA機器等
- ・配線器具：スイッチ、安全器、ソケット等
- ・電灯電話等の配線：送電線、配電線、引込線等
- ・電気装置：モーター、コンデンサー、制御盤、燃料電池等

電気器具等を使用する際には、次のことに注意しましょう。

1 点検の実施

扇風機や電気ストーブなどの季節を限定して使用する電気器具等は、毎年使用する前に必ず点検をしましょう。また、使用中に普段と違った音や動きに気づいたときは、すぐに使用を止め、コンセントから差込プラグを抜いて、専門の業者に点検をしてもらいましょう。

2 正しい使用

電気ストーブで洗濯物を乾かしている時に、洗濯物が電気ストーブの上に落ちて火災につながるなど、電気器具等を本来の目的以外で使用すると、意図しない火災につながるおそれがあります。

使用に際しては、取扱説明書をよく読み、その機能を十分に理解して正しく使用しましょう。

3 使用しないときは・・・

アイロンやヘアドライヤーなどは、スイッチを切り忘れたまま放置しておくとう火災の原因となります。電気器具等を使用しないときは、スイッチを切るだけでなく差込プラグをコンセントから抜きましょう。



使用後はすぐにスイッチを切る！
プラグをコンセントから抜く習慣を！

4 危険なたこ足配線

現在は、数多くの電気機器が使用されています。このため、使用する電気機器に対しコンセントが不足し、たこ足配線になる傾向があります。

コンセント自体が過熱し、火災の原因となるため、コンセントの電気の許容量を超えて使用するたこ足配線は絶対にやめましょう。

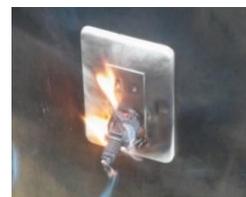


たこ足配線はしない！

5 コンセントの清掃

コンセントに差込プラグを長期間差し込んだ状態にしておくと、コンセントと差込プラグの間にほこり等が付着し、付着したほこり等に湿気が帯び、通電することにより火災になることがあります（トラッキング火災）。

差込プラグに付着したほこり等は、定期的に取り除くようにしましょう。



トラッキング火災に注意！

6 危険な状態のコード

コードを傷んだ状態や重い物が乗った状態、束ねた状態で使用すると、コードが断線や過熱して出火する可能性がありますので大変危険です。傷んだコードは早めに交換し、重い物を乗せての使用や束ねた状態など不適切な状態を使用することはやめましょう。



コードの断線に注意！

【電気器具等の火災を防ぐポイント】

1. 必要に応じて点検を実施する。
2. 電気器具等は、正しく使用する。
3. 使用しないときは、コンセントから抜く。
4. 危険なたこ足配線はしない。
5. 差込プラグに付着したほこり等は取り除く。
6. 傷んだコードは使用しない。
7. コードは不適切な状態で使用しない。

問合せ先

消防庁予防課
TEL：03-5253-7523



危険物施設等における事故防止に関する取り組みについて

危険物保安室

1. はじめに

近年、危険物施設数は減少しているにも関わらず、危険物施設に係る火災事故及び流出事故件数は、依然として高い水準で推移しています。

消防庁では、平成14年から、学識経験者、関係業界団体、消防機関等から構成される「危険物等事故防止対策情報連絡会（以下「連絡会」という。）」を開催し、関係機関が一体となった事故防止対策を推進しているところです。

また、行政機関相互における事故防止の共通認識及び連携強化を図ることを目的として、全国6か所において都道府県や消防機関が出席する「危険物等事故防止ブロック連絡会議（以下「ブロック会議」という。）」を開催しています。



写真 令和5年度第1回危険物等事故防止対策情報連絡会の様子

ここでは、連絡会の内容を中心に、消防庁における危険物事故防止対策についてご紹介します。

2. 危険物等事故防止対策実施要領

連絡会における事故防止対策の目標については、平成29年3月の連絡会で決定した「危険物等に係る事故防止対策の推進について」に基づき、「危険物等に係る重大事故の発生を防止すること(*)」としています。連絡会会員は、この目標を踏まえて、それぞれの役割や実情を勘案し、特に重要と考えられる実施事項を取りまとめた「危険物等事故防止対策実施要領（以下「実施要領」という。）」を毎年度作成し、これに基づく危険物等に係る事故防止を推進することとされています。

(*) 1つ以上の深刻度評価指標（平成28年11月2日付け消防危第203号通知、令和2年12月7日付け消防危第287号通知）で深刻度レベル1に該当する事故

危険物等に係る重大事故の発生を防止するためには、「業種を超えた事故の情報の共有」を図るとともに、事業者が「危険物等事故防止安全憲章」及び「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議報告書」の内容や、地震、津波及び風水害の状況を踏まえ、自らの事態、体制等に応じた安全確保方策を確立することが重要です。連絡会ではこれを鑑み、「保安教育の充実による人材育成・技術の伝承」、「想定される全てのリスクに対する適時・適切な取組」、「企業全体の安全確保に向けた体制作り」、「地震・津波・風水害対策の推進」に留意して事故防止対策を講ずることとしています。

3. 消防庁の取組

実施要領に基づく、消防庁の主な取組内容は次のとおりです。

- 重大事故や典型的な事故の原因及び対策を具体的に整理し、事例集として周知指導する。
 - 効率的な保安講習を実施するため、各都道府県におけるオンライン化の推進及び関係業界団体への積極的な活用の促進を実施する。
 - 高経年化した屋外貯蔵タンクにおける腐食・劣化等を原因とする事故を防ぐためになされる点検・検査維持管理の高度化、スマート化を実現するため、新技術を活用した効果的な予防保全等を検討する。
 - 危険物施設（ガソリンスタンド等）におけるAIやIoT機器等の新技術に係る実証実験を実施し、効果的な危険物保安のあり方について検討を行う。
 - 危険物等事故防止ブロック連絡会議※において、都道府県、政令市消防本部及び同会議に参加する消防本部から、事故発生状況や危険物施設の業態・態様を踏まえた事故防止に係る取組について報告してもらい、広く情報共有するとともに、会議結果を周知することにより、都道府県等の取組を活性化する
- ※ 今年度は秋田県、神奈川県、福井県、兵庫県、高知県、大分県の6か所で実施します。
- 都道府県及び消防本部の取組に資するため、消防庁で把握した事故事例・良好事例のうち共有すべきものについて、積極的に情報提供する。
 - 消防庁、厚生労働省、経済産業省が一体となり石油コンビナート等における災害防止に向けた取組を進めるため平成26年から開催されている「石油コンビナート等災害防止3省連絡会議（以下「3省連絡会議」という。）」における災害防止に向けた取組を進める。

4. おわりに

今後も、連絡会、ブロック会議、3省連絡会議等を通して、一層の事故防止対策の推進に努めて参ります。

また、「危険物等事故防止ブロック連絡会議及び危険物事故防止講習会の開催について」（令和6年6月20日付け消防危第181号）によりお知らせしているところですが、事故防止に係る情報及び問題意識の共有のため、各消防本部におかれましては、10月から順次開催するブロック会議等への積極的な参加に配慮をお願いします。

「危険物等に係る事故防止対策の推進について」（令和6年3月25日付け消防危第71号）

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/240325_kiho_71.pdf

「3省連絡会議共同運営サイト」

https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16.html

問合せ先

消防庁危険物保安室
TEL：03-5253-7524

火山災害に対する備え

防災課

火山には、周辺地域において風光明媚な景観を呈し、生活を豊かにする面がある一方で、一たび噴火すると甚大な被害をもたらす面があります。日本にある111活火山の中で特に49火山の周辺地域（23都道府県）は火山災害警戒地域に指定されています（令和6年7月31日時点）。



弥陀ヶ原火山の火山湖

○火山災害に関する情報を知る

火山防災マップ

火山防災マップは、各火山の噴火活動の特徴や地理的特徴を踏まえて、噴火の影響が及ぶ範囲等を地図に示した火山ハザードマップ上に、避難対象地域・避難先等、防災上必要な情報を掲載したものです。事前に各自治体のホームページ等で確認し、いざというときに備えましょう。



御嶽山火山防災マップ
(岐阜県ホームページより)

噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」をレベル1から5の5段階に区分した指標です。

噴火警戒レベルは火山の活動状況に応じ、気象庁から発表されます。中でも、レベル4または5が発表された場合は、居住地域にも影響があるため、市町村から避難情報が発令されます。実際に、令和4年7月24日、鹿児島県の桜島で発生した噴火では、一時、噴火警戒レベル5「避難」が発表され、一部の市町村は避難指示を発令しました。

噴火が起きる前から火山防災マップと合わせて噴火警戒レベルを確認し、実際に噴火が起きた時の避難行動をシミュレーションしてみましょう。

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベルとキーワード	火山活動の状況	説明	住民等の行動	火山非入山者への対応	
特別警戒	噴火警戒 (居住地域) 又は 噴火警戒	居住地域 及び それより 火口側	レベル 5	避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難が必要（状況に応じて対象地域や方法を判断）。	
			レベル 4	高齢者等 避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生するおそれがある（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備が必要（状況に応じて対象地域を判断）。	
警戒	噴火警戒 (火口周辺) 又は 火口周辺警戒	火口から 居住地域 近くまで 火口周辺	レベル 3	入山規制		居住地域の近くまで重大な被害を及ぼす（この範囲に入った場合に重大な被害が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生するおそれがある。	通常の生活（今後の火山活動の発動に注意、入山規制）、状況に応じて高齢者等の要配慮者等の避難の準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）。
			レベル 2	火口周辺 規制		火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生するおそれがある。	通常の生活。（状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難準備の確認、防災訓練への参加等）。	火口周辺への立入規制等（状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断）。
予報	噴火予報	火口内等	レベル 1	活火山で に留意		火山活動が継続、火山活動の発動によって、火口内で火山岩の噴出等が見られる（この範囲に入った場合に生命に危険が及ぶ）。	特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。	

噴火警戒レベル

気象庁ホームページURL

https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaietsu/level_toha/level_toha.htm

○火山災害から身を守るために

噴気などの異常現象を発見した時※など、危険な兆候が見られた場合には、市町村からの避難情報の発令を待たず、直ちに安全行動をとることも重要です。特に、噴石から身を守る必要がある状況では、速やかに近くのシェルターや山小屋等に避難する、岩かげに身を隠す等の行動が有効です。

※発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は市町村長や警察官等に通報しなければなりません。

○ 活火山対策に係る財政支援について

自治体においては、具体的な火山現象を想定した避難の在り方の検討や、噴石から登山者等の身の安全を確保するための安全な強度を持つ退避壕・退避舎の整備等が求められます。

こうした取組を支援できるよう、消防庁では自治体が行う退避壕・退避舎等の新設、改修に係る費用に対して「消防防災施設整備費補助金」や「緊急防災・減災事業債」による財政支援を実施しているほか、民間事業者が行う山小屋等を活用した退避施設の整備に係る費用についても、自治体が補助する場合について、その補助額の一部を補助しています。

○ 8月26日は「火山防災の日」

令和5年（2023年）、活動火山対策特別措置法（活火山法）の一部が改正され、国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるため、8月26日が「火山防災の日」に制定されました。明治44年、日本で最初の火山観測所が浅間山に設置され、同観測所での観測が始まったことから、この日を「火山防災の日」とされました。

火山防災の日には、防災訓練等その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めることとされています。



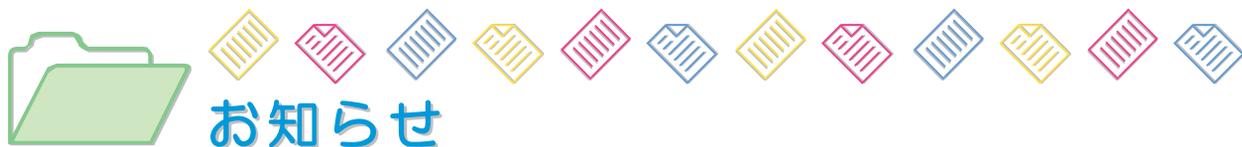
火山防災の日ポスター写真一覧

内閣府ホームページURL

<https://www.bousai.go.jp/kazan/bousainohievent/index.html#poster>

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL：03-5253-7525



9月1日は防災の日

みんなで防災訓練に参加しましょう！

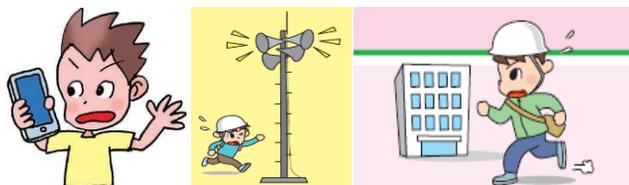
～日頃から災害に備え、防災意識の向上をめざす～

防災課

国や地方公共団体では、9月1日の「防災の日」や8月30日から9月5日までの「防災週間」、11月5日の「津波防災の日」、8月26日の「火山防災の日」を中心に防災訓練を行いますので、積極的に参加し、“いざ”という時に対応できる力を身につけましょう！

1. 避難場所や避難経路を把握しよう

わが国では、近年、局地的大雨、土砂災害、河川氾濫等による被害が多発しており、その死者は、浸水想定区域などの危険な場所から避難をしなかった方に多く見られます。災害発生時には、防災行政無線や緊急速報メール、SNSなどの多様な手段から情報を入手し、危険な場所にいる場合は、市町村が指定している「指定緊急避難場所」や安全な親戚・知人宅等、災害から逃がれるために適した場所に避難するなどの確かな避難行動をとる必要があります。そのためには、ハザードマップ、防災気象情報や避難情報、避難場所や避難経路の事前把握が重要となります。



防災行政無線や緊急速報メールなどの多様な情報入手手段、また、災害時に避難する場所、そこまでの安全な避難経路を確認しましょう！

2. 防災訓練に参加しましょう

防災訓練に参加し、情報の収集伝達、避難・誘導、初期消火、応急救護、地震体験など実践的な対応を経験することにより、一人ひとりが災害発生時の対応策を身につけることができます。国や地方公共団体では、9月1日の「防災の日」や8月30日から9月5日までの「防災週間」、11月5日の「津波防災の日」、8月26日の「火山防災の日」を中心に防災訓練を行いますので、積極的に参加し、いざという時に対応できる力を身につけましょう。

119番が殺到し、消防車や救急車がすぐに現場に向かえない大規模災害時には、地域住民が互いに協力しながら助け合う必要があります。そのためにも、日頃から防災意識を高め、自分の住んでいる地域で行われる防災訓練に積極的に参加して、地域の方々や家族みんなで防災について話し合しましょう。

3. 非常持出品の準備をしよう

普段から最小限の非常持出品を用意し、なるべく燃えにくい素材のリュックサックなどに入れておきましょう。

備えておきたい非常持出品としては、非常食品3日分、水、救急用品、ラジオ、衣類、マスク、ウェットティッシュ、タオル、懐中電灯、オムツなどの生活用品、現金、通帳、免許証や健康保険証のコピー、などがあります。また、人によっては、薬を常用されている方は、処方箋などのコピー、赤ちゃんがいる場合は、ミルクやオムツが必要でしょう。

いざというとき持ち出すものを自分自身で考えることが大切です。

4. 消火器・AEDの取扱い方法を学ぼう

消火器を使用した初期消火の成功率は7割を超え、出火時に落ち着いて行動することで大きな被害を防ぐことができます。そのため、消火器の基礎知識や取扱い方法を予め習得しておくことと被害の軽減に繋がります。

心停止状態になってから除細動を開始するまでの時間が1分遅れるごとに、救命率は7～10%低下します。心停止状態になった人を救うためにはすぐに119番通報し、AEDを用いた心肺蘇生法を実施することがとても重要です。



火の根元を狙い、手前からほうきで掃くように消火剤を放射しましょう！

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL：03-5253-7525



お知らせ



第72回全国消防技術者会議の開催について（ご案内）

消防研究センター

消防研究センターでは、消防に関わる全国の技術者が消防防災の科学技術に関する調査研究、技術開発等の成果を発表するとともに、他の発表者や聴講者と討論を行う「全国消防技術者会議」を毎年開催しています。

今年度は、下記のとおり開催する予定です。詳細については、消防研究センターのホームページでお知らせします。皆様のご参加をお待ちしております。

記

1 開催日 令和6年11月21日（木）・11月22日（金）

2 場 所 三鷹市公会堂 東京都三鷹市野崎1-1-1

※「令和6年度消防防災科学技術賞」の表彰式および受賞者による発表は、消防研究センターのホームページから後日配信する予定です。

※特別講演と第27回消防防災研究講演会の講演につきましては、後日配信いたしません。

※前回の発表動画等は、以下のページからご視聴いただけます。

https://nrifd.fdma.go.jp/public_info/gijutsusha_kaigi/gijutsusha_kaigi_71th/haishin.html



二次元バーコードはこちらから▶

3 定 員 1日目350人、2日目300人（予定）

4 参 加 費 無料

5 内 容 11月21日（木）

（予 定）

■特別講演

- ・講師：中西 美和 教授（慶応義塾大学理工学部）
- ・演題：「安全で効率的な消防活動を実現するためのマネジメントスキル：CRM（Crew Resource Management）」（仮題）

■「令和6年度消防防災科学技術賞」の受賞者による発表

■第27回消防防災研究講演会

- ・テーマ「令和6年能登半島地震における輪島市大規模火災」

11月22日（金）

■「令和6年度消防防災科学技術賞」の表彰式および受賞者による発表

6 プログラム 消防研究センターのホームページ（<https://nrifd.fdma.go.jp/>）をご覧ください。
及び参加申込み

7 問い合わせ先 消防庁 消防研究センター 研究企画室
〒182-8508 東京都調布市深大寺東町4-35-3
TEL:0422-44-8331
E-mail:72_gijutsusha@fri.go.jp



「第29回防災まちづくり大賞」の事例募集

地域防災室

「防災まちづくり大賞」は、地域に根ざした団体・組織等、多様な主体における防災に関する優れた取組や、防災・減災、防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を表彰し、広く全国に紹介することにより、地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として実施しています。

阪神・淡路大震災を契機に平成8年度に創設され、29回目となる本年度は、令和6年9月18日（水）までの間、取組事例を募集します。

【応募団体・組織】

- 防災対策に関するハード面の取組を実施している団体・組織
- 防災対策に関するソフト面の取組を実施している団体・組織
- 防災対策に関する人材育成等の取組を実施している団体・組織
- 防災対策に関する普及啓発や情報発信等の取組を実施している団体・組織
- 地域における防火対策を通じて災害や火災に強いまちづくりを推進している団体・組織

【応募方法】

- 各都道府県から該当する事例の推薦
 - 上記【応募団体・組織】に該当する団体・組織による自薦
- ※ いずれも受付事務局に応募書類を提出

【応募期間】

令和6年7月3日(水)～同年9月18日(水)

【応募の詳細】

実施要綱、募集要項及び募集チラシを下記「防災まちづくり大賞」ページに掲載しています。過去の受賞一覧や近年の受賞事例も掲載していますので、ご参照ください。

<https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/ikusei002.html>

【表彰式】

令和7年2月頃に東京都内で開催する予定です。また、受賞された取組は、消防庁ホームページにおいて事例集として掲載し、広く全国に紹介する予定です。



昨年度表彰式の様子



防災まちづくり大賞

「防災まちづくり大賞」

シンボルマーク



「防災まちづくり大賞」

ホームページへアクセスします

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課
地域防災室 住民防災係
TEL：03-5253-7561



全国版救急受診アプリ

症状の緊急度を素早く判定!!!
救急車を呼ぶ目安に!!!

Q助



最強すぎ内閣、誕生。

もしも
徳川家康が
総理大臣に
なったら

7.26 FRI
発足!



「救急車を呼んだ方がいいのかな?」

「病院に行った方がいいのかな?」

迷ったら、
救急安心センター事業

#7119



総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

消防の動き 2024年8月1日発行第640号(毎月1回発行) 編集発行/消防庁総務課 (Fire and Disaster Management Agency) 住所/〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2 電話03(5253)7521 FAX03(5253)7531

消防庁ホームページ

<https://www.fdma.go.jp>